

豊中市 小児慢性特定疾病医療費助成 申請のてびき

● 小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

● 対象者

豊中市に居住する18歳未満の児童で、国が定める認定基準（疾病の状態の程度）に該当する状態であること。ただし、18歳到達時点で本制度の受給者と認定されている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満の方も対象とします。なお、18歳到達後の新規申請できません。

● 対象となる疾病

16疾患群に属する801疾病が対象となります。各疾病には、一定の対象基準が設けられていますので、事前に医師にご相談ください。

対象疾病について、詳細は「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ（右の二次元コード）<<https://www.shouman.jp/>>で確認できます。



1	悪性新生物	2	慢性腎疾患	3	慢性呼吸器疾患	4	慢性心疾患
5	内分泌疾患	6	膠原病	7	糖尿病	8	先天性代謝異常
9	血液疾患	10	免疫疾患	11	神経・筋疾患	12	慢性消化器疾患
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	14	皮膚疾患	15	骨系統疾患	16	脈管系疾患

● 対象となる医療費

認定を受けた小児慢性特定疾病やそれに付随する傷病において、指定医療機関（※1）で受けた診察・治療・投薬・訪問看護費用のうち、保険診療の適用分と入院時の食費が対象となります。

保険適用外の自費検査・治療等や、認定を受けた疾病に関係のない疾病の治療等は対象になりません。

● 申請の方法

- 給付を受けようとする受診者（児童等）の保護者（医療保険の被保険者等）が申請してください。

<申請者となる保護者の優先順位>

- ① 児童が加入する医療保険の被保険者
- ② 児童を現に監護する方（①に該当する保護者が単身赴任等により別居している場合等）
- ③ 収入の高い方

- 必要書類のうち、指定医（※2）が作成する「医療意見書」については、通院または入院している医療機関で記入してもらう必要があります。

- 新規申請の際は、疾病や生活の状態についてお聞かせいただくため、30分程度面談のお時間をいただきます。郵送または電子申請で提出いただく場合は、保健センターよりお電話します。

A. 窓口へ持参：必要書類一式を申請・問合せ窓口（P.4に記載）までご持参ください。

B. 郵送で提出：書留等、送達記録を確認できる方法をお勧めしています。

C. 電子申請：右の二次元コードより電子申請ができます。ただし、紙面に病状が記載された医療意見書は原本の提出が必要です。電子申請後、持参または郵送で提出してください。

<< https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10370 >>



※1:指定医療機関 小児慢性特定疾病医療費助成制度は、都道府県・政令市・中核市が指定する指定医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)での受診のみが対象です。指定を受けていない医療機関ではご利用いただけません。

※2:指定医 医療意見書は指定を受けた医師のみが作成できます。豊中市内の指定医・指定医療機関情報については市ホームページに掲載しています。他自治体の情報は、管轄する自治体のホームページに掲載されています。

● 医療受給者証の交付

申請書類の審査後、承認された場合は、医療受給者証と自己負担上限額管理票を申請者の住所に送付します。申請書類に不備等がなく、指定医への照会の必要がない場合で2か月程度かかります。

● 医療受給者証の有効期間と更新の手続き

医療受給者証の有効期間は、原則として、申請日から1年間です。継続の方で1年以内に20歳に達する場合は、お誕生日の前日までです。有効期間終了後も引き続き治療が必要な場合は、必ず有効期間の終了前に更新申請の手続きを行ってください。

支給開始日の遡りについて

①新規申請、②有効期間内に更新申請ができず新規扱いとなった更新申請、③疾病追加の申請の支給開始日は、医療意見書に記載された診断年月日まで遡ることができます。遡り可能期間は、原則申請日から1か月(やむを得ない理由がある場合は最長3か月)です。

● 承認後の医療費の助成（自己負担額について）

- ・小児慢性特定疾病にかかる医療を受ける際に、医療受給者証と自己負担上限額管理票を指定医療機関の窓口にて提示してください。
- ・市町村民税の世帯の課税状況（住民票の世帯に関係なく、同じ医療保険に加入するものを同一世帯として算定。国民健康保険は同じ国保に加入する全員、被用者保険は被保険者のみを算定。）により決定された自己負担上限額を毎月の限度額とし、医療費の2割を自己負担金として医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）の窓口でお支払いください。月ごとに月額自己負担上限額に達するまでは窓口での自己負担が生じます。1か月の窓口でのお支払いが自己負担の上限額に達した時点で、同月においては、それ以上の支払いはなくなります。
- ・各月に支払った自己負担額は、会計時に各指定医療機関が自己負担上限額管理票に記入していくことで管理していただくこととなります。
- ・他の医療費助成の医療証（子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭医療証）をお持ちの場合は、必ずすべての医療証をあわせて提示してください。

自己負担上限月額表

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(円) 患者負担割合:2割 外来+入院+薬局+訪問看護		
			一般	重症患者(※)	人工呼吸器等装着者
血友病	血友病患者(先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患の方を含む)		0		
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税世帯	年収 809,000円以下	1,250		500
III		年収 809,000円超	2,500		
IV	一般所得 I (市町村民税 71,000円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得 II (市町村民税 71,000円 ~251,000円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税 251,000円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担(血友病患者及び階層区分「I」は無料)		

※重症患者:以下の①・②のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 重症患者認定基準を満たす場合
- ② 高額医療が長期的に継続する場合(医療費総額が50,000円以上の月が年間6回以上ある場合)

● 必要書類一式

申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

電子申込システムから手続きする場合、③・④・⑤は入力フォームに登録することで作成されます。

全員	<input type="checkbox"/>	①	小児慢性特定疾病医療意見書(原本)	<p>指定医に記載を依頼してください。紙の様式は「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ(右の二次元コード)からダウンロードできます。<<https://www.shouman.jp/>> アクセスキー付き医療意見書も可。 記載日から3か月を経過したものは無効となります。</p> 
該当者	<input type="checkbox"/>	②	小児慢性特定疾病医療意見書別紙(原本)	<p>重症認定申請・人工呼吸器装着者・体外式補助人工心臓装着者の認定基準に当てはまる方(主治医にご相談ください)は、①とともに指定医に記載を依頼してください。 記載日から3か月を経過したものは無効となります。</p>
全員	<input type="checkbox"/>	③	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	<p>医療意見書の研究利用について(別紙)をご確認の上、趣旨をご理解いただき同意いただける場合は、同意欄にチェック☑をしてください。</p>
全員	<input type="checkbox"/>	④	世帯調書	<p>受診者本人と同じ医療保険に加入する世帯構成員全員を記載してください。</p>
全員	<input type="checkbox"/>	⑤	生活に関するおたずね	
全員	<input type="checkbox"/>	⑥	医療保険の資格情報が確認できる資料	<p>(1)~(4)のいずれか ※生活保護受給の場合も医療保険加入のある方は必要 (1) 「健康保険証」の写し(有効期間内のもの) (2) 「資格情報のお知らせ」の写し (3) 「資格確認書」の写し(有効期間内のもの) ※右下箇所を切り取る前のすべての情報がわかるもの (4) マイナポータル画面を印刷したもの ※資格情報の「区分」から「性別」までがわかるように撮ったスクリーンショット *国民健康保険に加入の方は住民票上の世帯全員分、被用者保険に加入の方は被保険者及び受診者分の資格情報が必要です。</p>
該当者	<input type="checkbox"/>	⑦	*更新の方 医療受給者証の写し	<p>現在お持ちの医療受給者証の写し</p>
該当者	<input type="checkbox"/>	⑧	*高額かつ長期の方 自己負担上限額管理票の写し	<p>小児慢性特定疾病で継続して認定されている期間において、月ごとの小児慢性特定疾病の医療費総額(10割分)が50,000円を超える月が、申請月を含めた過去12か月以内に6回以上ある場合は「高額医療が長期的に継続する者の特例(高額かつ長期)」に該当しますので、自己負担上限額管理票を提出してください。自己負担上限額管理票で金額の確認ができない場合は、医療費の領収書もあわせて提出してください。</p>
該当者	<input type="checkbox"/>	⑨	*世帯内按分特例の方 ご家族等の医療受給者証・医療保険の資格情報が確認できる資料の写し	<p>医療保険上の世帯内に、小児慢性特定疾病や指定難病の認定を受けている、または申請中のご家族がいる場合 または受診者本人が別の疾病で指定難病の認定を受けている(申請中)の場合</p>
該当者	<input type="checkbox"/>	⑩	<p>*市民税非課税世帯の方 *生活保護受給世帯の方</p> <p>医療保険上の世帯の市民税課税状況等を確認する書類 ※申請月の属する年度(ただし、4月~6月に申請する場合は前年度)のもの</p>	<p>未申告等のため税情報が確認できない場合は事前に市町村民税の申告が必要です</p> <p>*医療保険上の世帯が市民税非課税世帯の方 階層区分「Ⅱ」に認定されるためには、医療費支給認定保護者の給与等所得金額及び他の所得(障害年金、特別児童扶養手当等)の合計が809,000円以下であることの確認が必要です。世帯調書下部の「収入等に係る申立書」に記入し、必要に応じ年間の受給額の分かる書類を提出してください。</p> <p>*生活保護受給世帯の方 生活保護受給証明書(福祉事務所で発行されるもの)</p>

● よくあるご質問

番号	ご質問	回答
1	申請から医療受給者証の交付までに、どれくらい時間がかかりますか。	申請を受理してから約2か月程度で医療受給者証を交付します。ただし、提出書類に不備等がある場合は、申請者や医療機関へ書類を返却し加筆修正の依頼等を行いますので、2か月以上かかる場合もあります。なお、審査により不承認となる場合もありますのでご了承ください。
2	申請日より前の治療は助成の対象になりますか。	支給開始日は、医療意見書に記載された診断年月日等まで遡ることが可能です。ただし、遡り期間は原則として申請日から1か月です。また、診断年月日から1か月以内に申請を行わなかった理由について、やむを得ない理由があるときは最長3か月の遡りが可能です。遡りをする場合、申請書の「医療費支給認定の遡及申請」欄に支給開始希望日等を記入してください。
3	継続申請はいつからできますか。更新のお知らせは送付されますか。	医療受給者証の有効期間終了の3か月前から申請することができます(例:有効期間が9月30日まで⇒7月から継続申請が可能)。更新月が近づいた頃に継続申請のご案内をお送りします。必ず、有効期間内に継続申請手続きをしてください。
4	医療受給者証が届くまでの間は、指定医療機関で自己負担分を支払わないといけないのですか。	指定医療機関に「小児慢性特定疾病医療費助成の申請中」である旨をお伝えください。医療費の支払いを待ってもらえる場合は、医療受給者証交付後に医療機関でお支払いください。医療費を請求された場合は、ご加入の医療保険のみを適用した自己負担分を窓口で一旦お支払いの上、後日医療機関で差額精算していただくか、差額精算ができない場合は豊中市あてに償還払い請求をしていただけます。詳しくは、申請窓口までお問合せください。
5	申請内容に変更があった場合はどうしたらいいですか。	以下のいずれかに該当する変更があった場合は、変更申請が必要です。手続きについては申請窓口までお問合せください。 (1) 受給者ご本人に関すること（氏名・住所変更、加入医療保険(被保険者の変更を含む)の変更) (2) 重症患者認定を満たすようになった (3) 人工呼吸器や体外式補助人工心臓の装着が必要になった (4) 対象疾病の追加・変更 (5) 「高額かつ長期」の認定要件を満たすようになった (6) 受診者と同一の医療保険世帯内で小児慢性や指定難病の助成を受ける人数が変更になった
6	子ども医療証を持っているのですが、小児慢性の医療費助成を申請する必要はありますか。	原則として、国制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度が優先となりますので、対象となる方は申請をしてください。 また、小児慢性特定疾病医療受給者証は、他の福祉医療助成の医療証(子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭医療証)との併用ができますので、大阪府内での医療機関での受診時は、それらの医療証とあわせて提示してください。
7	豊中市外の医療機関にもかかることはできますか。	医療機関が、全国の自治体から指定を受けている「小児慢性特定疾病指定医療機関」であれば、医療受給者証を使用することができます。なお、医療意見書は全国の自治体から指定を受けている「指定医」のみが作成できます。
8	有効期間中の医療受給者証を紛失してしまいました。	再交付の申請を行っていただければ新しい医療受給者証を交付します。 医療受給者証は申請後1か月程度で郵送します。
9	引越で豊中市に転入しました。転入前の自治体で医療費助成を受けていた場合、引き続き医療費助成を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか。	転入申請が必要です。転入前の自治体で交付された医療受給者証の有効期間内に申請窓口へ申請書類を提出してください。 この場合には、医療意見書の提出は不要です。ただし、有効期間経過後に手続きをされる場合は、新規申請となりますので、医療意見書の提出が必要です。

● 療育相談

中部保健センターでは、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療育のため、保健師その他の専門の職員が日常生活のご相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

<問合せ・申請窓口>

豊中市おやこ保健課 保健企画係 小児慢性特定疾病医療費助成担当
 〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ1階
 電話:06-6858-2800 (平日9時~17時)